

公益財団法人郡山市健康振興財団
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

平成2年9月25日
財団法人郡山市健康
振興財団規程第10号

改正 平成6年5月27日財団規程第1号 平成15年1月16日財団規程第4号
平成16年3月29日財団規程第2号 平成24年3月27日財団規程第11号
平成24年6月14日財団規程第22号 平成25年7月18日財団規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人郡山市健康振興財団(以下「財団」という。)の定款第15条及び33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の勤務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 財団は、常勤役員及び非常勤役員並びに評議員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤職員の報酬は月額とし、非常勤役員及び評議員に対しては会議出席時、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、役員又は評議員本人から辞退の申出があった場合は、無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤職員の報酬月額、別表1の額の範囲内で評議員会の決議により定めるものとする。

る。

2 常勤役員が月の途中で就任、退職又は解任された場合は、その勤務した日数に応じ、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによる計算によりその月の報酬を支給する。

3 非常勤役員及び評議員の報酬は、別表2の定額とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員にあつては、理事会又は評議員会出席等、必要な都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 前項に規定する費用で前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

3 常勤役員には財団職員の通勤手当の例により通勤手当を支給する。

(手当)

第8条 役員及び評議員には財団給与規程及び職員の退職手当支給規程の例による手当は支給しない。

(旅費)

第9条 役員及び評議員が会議に出席した場合は、評議員会で定める別表3の額を支給する。

2 役員及び評議員が出張した場合は、出張に係る実費を支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、役員又は評議員本人から辞退の申出があつた場合は、旅費は支給しないものとする。

(H24一部改正)

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成2年10月1日から施行する。

附 則 (平成6年財団法人郡山市健康振興財団規程第1号)

(施行期日等)

この規程は、平成6年5月27日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年財団法人郡山市健康振興財団規程第4号)

この規程は、平成15年2月1日から施行する。

附 則 (平成16年財団法人郡山市健康振興財団規程第2号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人郡山市健康振興財団の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月18日から施行する。

別表1

区 分	報酬額の範囲
常勤役員報酬	役員一人あたり月額 400,000 円以内

別表2

区 分	報酬額(会議出席1回につき)
非常勤役員報酬	5,000 円
評議員報酬	5,000 円

別表3

区 分	旅費の額(1回につき)
用務地から半径5キロメートル以内の居所を基点とする旅行	600 円
用務地から半径5キロメートルを超え15キロメートル以内の居所を基点とする旅行	1,500 円
用務地から半径15キロメートルを超える居所を基点とする旅行	3,000 円